

サポートニュース

第22号

平成18年1月5日

社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会
新潟県地域福祉権利擁護センター

障害者自立支援法・高齢者虐待防止法の成立について

あけまして、おめでとうございます。日ごろより本事業に対するご理解とご協力を頂きありがとうございます。今後もよろしくお願いいたします。さて、11月から12月にかけて県内4会場で開催しました生活支援員研修会では、主に改正介護保険法について、学んでいただきました。今号では、今後新たに施行される生活支援員のみなさんに関わりのある法律についてご紹介します。

○ 障害者自立支援法 ○

障害者自立支援法が平成17年10月31日に可決・成立しました。これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療などについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続きなど、またサービス整備のための計画の作成、費用負担などを定めており、平成18年4月から段階的に施行されます。

「障害者自立支援法」のポイント



1 障害者の福祉サービスを「一元化」

障害者自立支援法では、サービス提供主体を市町村に一元化し、障害の種類(身体障害、知的障害、精神障害)に関わらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスが共通の制度により提供されます。

2 利用者本意のサービス体系に再編

障害の種類ごとに複雑な事業体系・施設体系となっている現行制度を大きく見直し、事業の目的や役割に着目し事業体系が再編され、さらに就労支援のための事業や重度の障害者のための支援をより強化するためのサービスが新たに創設されます。

また障害者が身近なところでサービスが利用できるよう空き教室や空き店舗の活用も視野に入れながら、地域の限られた社会資源を活用できるような規制緩和が行われます。

3 就労支援の抜本的強化

障害者がもっと「働ける社会」になるよう福祉施設から一般就労へ移行することを目的とした「就労移行支援事業」の創設や雇用施策との連携が強化されます。

4 支給決定の透明化、明確化

公平なサービス利用のための手続きや基準も透明化・明確化されます。障害者は市町村にサービス利用の申請をおこない、市町村では、支援の必要性を客観的に判断する尺度として、新たに設けられる「障害者程度区分」を認定するための調査をおこない、その調査結果は、市町村に設置される審査会に諮られ、最終的な障害程度区分が決定されることになります。

こうして決定された「障害程度区分」をはじめ、介護者の状況や当事者の利用意向などさまざまな要素を勘案したうえで、サービスが支給される仕組みとなります。

5 安定的な財源の確保

この制度を社会全体で支えるため、障害のある人もサービスにかかった費用の原則一割を負担し、今後とも必要なサービスが提供できるよう財政基盤の強化を図ることも、障害者自立支援法の目的の一つとされています。

利用者には原則一割の負担が発生しますが、急激な負担増とならないように、経過措置や負担軽減措置が設けられます。負担には所得に応じて月ごとに上限が設けられ、所得の低い人にはより低い上限額が設定されます。また、資産が少ない人には収入の額に応じて、さらに上限額を引き下げるなど負担軽減が図られるとともに、施設サービスの利用に際して生じる食費や光熱水費等については、原則自己負担となるが、これについても所得の低い人には負担軽減が図られます。

○ 高齢者虐待防止法 ○

高齢者の権利擁護や虐待の防止などを定めた高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が11月1日に成立し、今年4月からの施行となります。

同法では、「高齢者虐待」を65歳以上の高齢者に対する身体に外傷が生じる恐れのある暴行、著しい減食や長時間の放置、心理的外傷を与える言動、わいせつな行為、高齢者の財産の不当な処分などと定義しています。

高齢者の生命や身体に重大な危険が生じている場合、虐待を発見した者に市町村への通報を義務づけており、通報を受けた市町村は、安全の確認および事実確認のための措置を講じ、虐待を受けた高齢者を保護するために必要な居室の確保をおこないます。

市町村には高齢者の自宅や施設への立ち入り調査の権限を持たせ、警察への援助を求めることができるとされ、虐待をおこなった養護者に対して高齢者への面会を制限できる規定も盛り込んでいます。

また、施設職員が虐待の通報をしたことにより、解雇など不利益な扱いをうけないようにも規定されています。

養護者の支援については養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導および助言のほか、緊急措置として、高齢者が短期間養護をうけるために必要な居室の確保などが定められています。

(参考 厚生労働省ホームページ、「大坂の社会福祉」12月号)



地域福祉権利擁護事業 生活支援員登録者数等一覧

平成17年11月30日現在

〔新発田市社協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新発田市	15	6	40%
2	村上市	3	1	33%
3	阿賀野市	11	2	18%
4	胎内市	5	2	40%
市計		29	9	31%
北蒲原郡				
5	聖籠町	2	-	0%
北蒲原郡計		2	-	0%
東蒲原郡				
6	阿賀町	7	2	29%
東蒲原郡計		7	2	29%
岩船郡				
7	関川村	3	-	0%
8	荒川町	2	1	50%
9	神林村	2	2	100%
10	朝日村	2	1	50%
11	山北町	3	1	33%
12	粟島浦村	2	-	0%
岩船郡計		14	5	36%
新発田エリア合計		52	16	31%

〔新潟市社協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	新潟市	61	34	56%
市計		61	34	56%
新潟エリア合計		61	34	56%

〔三条市社協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	三条市	17	11	65%
2	加茂市	3	3	100%
3	見附市	8	3	38%
4	燕市	5	3	60%
5	五泉市	5	4	80%
市計		38	24	63%
中蒲原郡				
6	村松町	2	1	50%
中蒲原郡計		2	1	50%
西蒲原郡				
7	弥彦村	6	5	83%
8	分水町	4	1	25%
9	吉田町	8	4	50%
西蒲原郡計		18	10	56%
南蒲原郡				
10	田上町	5	1	20%
南蒲原郡計		5	1	20%
三条エリア合計		63	36	57%

〔長岡市社協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	長岡市	29	23	79%
2	柏崎市	19	14	74%
3	栃尾市	4	4	100%
市計		52	41	79%
三古				
4	与板町	2	1	50%
5	和島村	2	-	0%
6	出雲崎町	4	2	50%
7	寺泊町	2	2	100%
三古計		10	5	50%
刈羽郡				
8	刈羽村	1	-	0%
刈羽郡計		1	-	0%
長岡エリア合計		63	46	73%

〔魚沼市社協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	魚沼市	18	14	78%
2	小千谷市	3	2	67%
3	十日町市	13	8	62%
4	南魚沼市	7	1	14%
市計		41	25	61%
北魚沼郡				
5	川口町	2	1	50%
北魚沼郡計		2	1	50%
南魚沼郡				
6	湯沢町	1	1	100%
南魚沼郡計		1	1	100%
中魚沼郡				
7	津南町	2	2	100%
中魚沼郡計		2	2	100%
魚沼エリア合計		46	29	63%

〔上越市社協管内〕

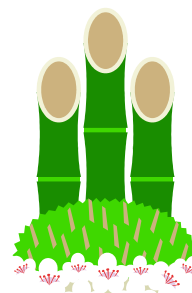
	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	上越市	53	30	57%
2	糸魚川市	9	5	56%
3	妙高市	7	3	43%
市計		69	38	55%
上越エリア合計		69	38	55%

〔佐渡市社協管内〕

	市町村名	登録者数	実働者数	実働率
1	佐渡市	31	15	48%
佐渡エリア合計		31	15	48%

新潟県内総合計		385	214	56%
---------	--	-----	-----	-----

※一人で複数の利用者を担当している生活支援員もいます。



新潟県地域福祉権利擁護事業 市町村別利用状況

(平成11年10月1日～平成17年11月末日)

※利用者の住所(契約時)に基づき、基幹的社協の担当区域別に掲載しています。

(単位：人)

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
新発田市	7	15	7		29
村上市	1	1	1		3
阿賀野市		1		4	5
聖籠町					0
胎内市	1	3			4
阿賀町		1	5		6
関川村					0
荒川町		1	1		2
神林村	1	2		1	4
朝日村		1			1
山北町		1			1
粟島浦村					0
計	10	26	14	5	55
新潟市	6	49	47	33	135
計	6	49	47	33	135
三条市	6	16	8	9	39
加茂市	1	4	1		6
見附市		4	1	1	6
燕市	2	7	1	2	12
五泉市	1	3	5	1	10
村松町		2		1	3
弥彦村	1	5	2		8
分水町		1	1	1	3
吉田町	4	5	5	1	15
田上町		1			1
計	15	48	24	16	103

区分 社協名	相談 継続	実利 用者	解約	相談 終了	計
長岡市	6	44	22	29	101
柏崎市	2	14	4	6	26
栃尾市	3	4	3	2	12
与板町		1		1	2
和島村			1		1
出雲崎町		5	3	3	11
寺泊町		1	1	1	3
刈羽村					0
計	11	69	34	42	156
魚沼市	2	33	46	6	87
小千谷市	4	4	7	2	17
十日町市	5	12	13	8	38
南魚沼市		4	6	2	12
川口町		1	1		2
湯沢町		1	3	1	5
津南町		5	11		16
計	11	60	87	19	177
上越市	5	59	19	40	123
糸魚川市	1	7	2	4	14
妙高市	1	3	1	2	7
計	7	69	22	46	144
佐渡市	6	33	26	7	72
計	6	33	26	7	72
合 計	66	354	254	168	842

相談継続…契約に向け専門員が
対応している人数。

相談終了…契約に至らず、専門員に
よる対応を終えた人数。

実利用者…契約を締結し、
実際利用している人数。

解約…契約締結後、解約した人数。



地域福祉権利擁護事業
生活支援員だより
サポートニュース

新潟県地域福祉権利擁護センター(新潟県社会福祉協議会内)
〒950-8575 新潟市上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階
電話：025-281-5584 E-mail: kenriyogo@fukushiniigata.or.jp
FAX：025-281-5529 http://www.fukushiniigata.or.jp/group/support/